

各務原市土地取引等事後届出事務処理要綱

(平成21年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、国土利用計画法（昭和49年法律第92号。以下「法」という。）

第23条第1項の規定に基づく土地に関する権利の移転又は設定後における利用目的等の届出に係る事務を円滑かつ適正に行うため、必要な事項を定めるものとする。

(届出書)

第2条 市長は、法第23条第1項の規定に基づく届出を行おうとする者（以下「届出者」という。）に対し、国土利用計画法施行規則（昭和49年総理府令第72号）

第20条第1項に規定する土地売買等届出書（以下「届出書」という。）の正本1部、副本1部及び正本の写し1部を提出させるものとする。

(添付図書)

第3条 市長は、届出書に、次に掲げる図書を添付させるものとする。

- (1) 土地の位置を明らかにした縮尺5万分の1以上の地形図
- (2) 住宅地図等の土地及びその付近の状況を明らかにした縮尺5千分の1以上の図面
- (3) 公図の写し等の土地の形状を明らかにした図面
- (4) 土地売買等の契約書の写し又はこれに代わるその他の書類

(届出書の受理)

第4条 市長は、第2条の規定に基づく届出書の提出を受けたときは、遅滞なく、別に定める土地売買等届出書の記載の審査要領に基づき、記載事項等について審査し、適正と認めるときはこれを受理するものとする。

2 前項の規定に基づく受理については、届出書に重大な過失がない限り行うものとし、軽微なものについては受理後、適宜補正を求めることにより対応するものとする。

3 市長は、第1項の規定に基づき受理を行う場合、正本、副本及び正本の写しの全てに收受印を押印し、土地売買等事後届出台帳（様式第1号。以下「台帳」という。）に必要事項を記載するとともに、副本1部を届出者に受理書として交付するものとする。

4 前項の規定にかかわらず、届出者から請求があったときは、届出受理書（様式第

2号)を交付するものとする。

(届出書の不受理)

第5条 市長は、前条第1項の規定による届出書の審査を行った結果、届出書に重大な瑕疵が発見されたときは、その瑕疵が補完しうる程度のものについては補完させたいうえで受理するものとし、補完しがたい瑕疵があるものについては受理せず、届出書を返却するものとする。この場合において郵送による届出により重大な瑕疵があっても即日不受理とすることができないときは、速やかに受理できない旨の通知書(様式第3号)により理由を付し返却するものとする。

(届出期間経過後の届出書の受理)

第6条 市長は、前条の規定にかかわらず、届出に係る瑕疵が法に定める届出期間内に届出がなされなかったことのみである場合は、届出者の求めに応じ、正本、副本及び正本の写しの全てに收受印を押印し、届出書を受理するものとする。この場合、速やかに届出期間後の届出について(様式第4号)とともに副本1部を届出者に受理書として交付するものとする。

2 前項の規定に基づき受理した届出については、無届取引として扱うものとし、各務原市無届取引等事務処理要綱(平成21年4月1日決裁)に基づき処理を行うものとする。

(市農業委員会への送付)

第7条 市長は、届出に係る土地に農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項又は同法第73条第1項の規定による許可を受けることを要する土地が含まれている場合、届出書の写しを市農業委員会に送付するものとする。

(届出書の取下げ)

第8条 市長は、届出者から届出書の取下げの申出があったときは、土地売買等届出取下げ申出書(様式第5号)を提出させるものとする。

(利用目的の審査等)

第9条 市長は、速やかに届出書に係る内容及び利用目的について審査し、必要な検討を行うものとする。

2 市長は、審査の結果、必要な指導を行うことができる。

3 市長は、指導の結果、届出者から届出書等の内容の変更の申出があったときは、土地売買等届出変更申出書(様式第6号)を提出させるものとする。

(助言)

第10条 市長は、法第27条の2の規定に基づく助言を行うことができる。

2 助言を行う場合は、助言書（様式第7号）により行うものとする。

（審査期間の延長）

第11条 市長は、実地の調査を行うため必要があるとき、又はその他合理的な理由があるときは、法第24条第3項の規定に基づき、3週間の範囲内において、審査期間を延長することができる。

2 市長は、審査期間の延長を行うときは、審査期間延長通知書（様式第8号）により届出者に通知するものとする。

（勧告しない旨の通知等）

第12条 市長は、届出者から法第24条第1項に規定する勧告（以下「勧告」という。）をしない旨の通知書の発行を求められた場合は、勧告しない旨の通知書発行申出書（様式第9号）を提出させるものとする。

2 市長は、前項の規定により勧告しない旨の通知書発行申出書の提出を受けたとき、又は市長が必要と認めるときは、第9条の審査の結果が法第24条第1項に該当しないと認められた場合において、勧告しない旨の通知書（様式第10号）を交付するものとする。

（勧告）

第13条 市長は、届出書の審査の結果、届出に係る内容が勧告に該当し、かつ、届出に係る利用目的の変更又は届出書の取下げの指導に従わない場合にあっては、勧告に係る意見聴取書（様式第11号）を岐阜県土地利用審査会の意見を聴いて、届出者に勧告するものとする。

2 前項による勧告は、届出書を受理した日から起算して3週間（第11条の審査期間の延長を行った場合には、3週間に延長した期間を加算した期間）以内に勧告書（様式第12号）により行うものとする。

3 市長は、法第25条の規定に基づく報告をさせるときは、勧告に基づき講じた措置の報告書（様式第13号）により行うものとする。

（報告事項の検討等）

第14条 市長は、勧告に基づき講じた措置の報告書の送付を受けたときは、速やかに必要な検討を行うものとする。

（報告）

第15条 市長は、届出書の審査終了後、勧告の必要があると考えられる場合を除き、

意見を付すときは報告書（様式第14号）に、意見を付さないときは送付書（様式第15号）に、次に掲げる書類を添えて速やかに岐阜県知事に提出するものとする。

- (1) 届出書の写し
- (2) 助言書の写し（助言した場合のみ添付する。）
- (3) 審査期間延長通知書の写し（審査期間を延長した場合に限る。）
- (4) 勧告しない旨の通知書の写し（通知した場合に限る。）

2 市長は、第13条第2項の勧告を行った場合は、事務処理終了後速やかに岐阜県知事に次に掲げる書類を添付した報告書（様式第14号）を提出するものとする。

- (1) 届出書の写し
- (2) 勧告書の写し
- (3) 勧告に基づき講じた措置の報告書の写し
- (4) 公表の書類の写し（公表した場合に限る。）

（身分証明書）

第16条 法第41条第2項に規定する証明書は、身分証明書（様式第16号）によるものとする。

（届出書用の紙の備付）

第17条 届出書用の紙は、常時備え付けておくものとする。

（台帳の備付）

第18条 台帳は、常時備え付けておくものとする。

（届出書等の保管）

第19条 届出書及び添付図書は、当該事案の処理が完結した日の属する年度の翌年度の初日から起算して、5年間保管しておくものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



届 出 受 理 書

年 月 日付けで提出のあった国土利用計画法第23条第1項の規定による届出書については、年 月 日受理しました。

様式第3号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



受理できない旨の通知書

年 月 日付けで提出のあった国土利用計画法第23条第1項の規定による届出書については、下記の理由で受理できないので通知します。

記

(受理できない理由)

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



届出期間経過後の届出について

年 月 日付けで届出のあった土地売買等届出書（ 年 月 日受領）については、国土利用計画法第23条第1項の規定による届出期間を経過した後に届出がなされたものであり、適法な届出としては取り扱えませんので、この旨通知します。

なお、後日、指導等が行われますので留意してください。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

譲受人 住 所

氏 名 印

土地売買等届出取下げ申出書

年 月 日付けで提出しました国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等届出書については、下記の理由により取り下げます。

記

1 理由

2 土地の所在

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

譲受人 住 所

氏 名 印

土地売買等届出変更申出書

年 月 日付けで提出しました国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等届出書については、下記のとおり変更します。

記

1 土地の所在

2 変更内容

変 更 前	変 更 後

様式第7号（第10条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



助 言 書

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき 年 月 日付けをも
って届出のあった土地売買等の契約について、同法第27条の2の規定に基づき下
記のとおり助言します。

記

(内容)

様式第8号（第11条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



審査期間延長通知書

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき 年 月 日付けをも
って届出のあった土地売買等の契約について、下記の理由により審査期間を延長す
るので同法第24条第3項の規定に基づき通知します。

記

1 理由

2 審査期間延長日数

3 審査満了日

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

譲受人 住 所

氏 名 印

勧告しない旨の通知書発行申出書

年 月 日付けで提出しました国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等届出書について、下記の理由により勧告しない旨の通知書が必要ですので申し出ます。

記

1 理由

2 土地の所在

様式第10号（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



勧告しない旨の通知書

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき 年 月 日付けをもって届出のあった土地売買等の契約について、勧告しないこととしたので通知します。

なお、その土地の利用にあたっては、他の法令等に係る許可の申請等をしなければならない場合があることを申し添えます。

記

- 1 土地の所在
- 2 土地の面積
- 3 付記事項

様式第11号（第13条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県土地利用審査会

会長 様

各務原市長



勧告に係る意見聴取書

国土利用計画法第23条第1項に規定する別添（土地に関する権利の移転等）の届出について、同法第24条第1項の規定に基づき下記のとおり勧告したいので貴会の意見を求めます。

記

1 勧告の内容

2 勧告を必要とする理由

様式第12号（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

各務原市長



勸 告 書

国土利用計画法第23条第1項の規定に基づき、 年 月 日付けをも
って届出のあった土地売買等の契約について、同法第24条第1項の規定に基づき
下記のとおり勸告します。

なお、この勸告に基づき講じた措置を 年 月 日までに報告してくださ
い。

記

（勸告内容）

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

(宛先)
各務原市長

住 所

氏 名

印

勧告に基づき講じた措置の報告書

国土利用計画法第24条第1項の規定に基づき勧告を受けた土地に関する権利の移転等の届出について、下記のとおり措置したので報告します。

記

1 勧告を受けた土地に関する権利の移転等の内容

土地の所在

土地の面積

権利の種別

土地の利用目的

2 勧告に基づき講じた措置

様式第14号（第15条関係）

年 月 日

岐阜県知事 様

各務原市長



報告書

国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の契約についての届出が別紙のとおりありましたので、下記のとおり報告します。

記

- 1 処理日：
- 2 処理内容（台帳コード）：

事 項	意 見
公表されている土地利用計画への適合性 （法第24条第1項関係）	
公表されていない土地利用計画への適合性	
当該土地利用に関連する公共・公益的施設の現状及び整備予定との関連性	
周辺の自然環境保全との関連性	
その他 （地元住民の意向、当該地域の開発に伴う利水等参考になる事項）	
総 合 判 断	

	面積 m ²	規 制 区 域 構 成				
都市地域	市街化区域	m ²	地域	用途地域	地域名	m ²
	市街化調整区域	m ²				
	その他都市計画区域	m ²	地区名	m ²		
農業地域	農振地域	m ²	農用地区域	(m ²)	その他農振地域	(m ²)
森林地域	保安林	m ²	指定目的			
	保安施設地区	m ²	機能別評価			
	保健機能森林の区域	m ²	機能 能 評価			
	地域森林計画対象民有林	m ²				
	上記以外の森林	m ²				
自然公園地域			特別保護地区	特別地域	普通地域	
	国立公園	m ²	m ²	m ² (第種)	m ²	
	国定公園	m ²	m ²	m ² (第種)	m ²	
	県立自然公園	m ²	m ²	m ² (第種)	m ²	
自然保全地域			特別地区	普通地区		
	原生自然環境保全地域	m ²	——	——		
	自然環境保全地域	m ²	(m ²)	(m ²)		
	県自然環境保全地域	m ²	(m ²)	(m ²)		
	上記以外の保全地域	m ²	(m ²)	(m ²)		
その他						
その他の規制区域	土地改良法に基づく土地改良計画樹立区域					(m ²)
	国の直轄・国・県の補助、融資に係る農業事業の実施区域					(m ²)
	岐阜県建築基準条例に基づく災害危険区域					(m ²)
	地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域					(m ²)
	砂防法に基づく砂防指定地					(m ²)
	宅地造成等規制法に基づく宅地造成工事規制区域					(m ²)
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域					(m ²)
	鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律に基づく鳥獣保護区域内の特別保護地区					(m ²)
	文化財保護法及び岐阜県文化財保護条例に基づく指定区域					(m ²)
その他 ()					(m ²)	

様式第15号（第15条関係）

送 付 書

年 月 日

岐阜県知事 様

各務原市長

印

国土利用計画法第23条第1項の規定による土地売買等の契約についての届出がありましたので、別紙のとおり送付します。なお、本届出に関して勧告はありません。

	面積 m ²	規 制 区 域 構 成					
		市 街 化 区 域	m ²	地 用 途	地域名		
都 市 地 域		市 街 化 調 整 区 域	m ²	地 域	m ²		
		そ の 他 都 市 計 画 区 域	m ²				
				そ の 他 地 域 区 域	地区名	m ²	
農 業 地 域		農 振 地 域	m ²	農 用 地 区 域	(m ²)	そ の 他 農 振 地 域	(m ²)
森 林 地 域		保 安 林	m ²	指 定 目 的			
		保 安 施 設 地 区	m ²		機 能 別 評 価		
		保 健 機 能 森 林 の 区 域	m ²		機 能	評 価	
		地 域 森 林 計 画 対 象 民 有 林	m ²				
		上 記 以 外 の 森 林	m ²				
自 然 公 園 地 域				特 別 保 護 地 区	特 別 地 域	普 通 地 域	
		国 立 公 園	m ²	m ²	m ² (第 種)	m ²	
		国 定 公 園	m ²	m ²	m ² (第 種)	m ²	
		県 立 自 然 公 園	m ²	m ²	m ² (第 種)	m ²	
自 然 保 全 地 域				特 別 地 区	普 通 地 区		
		原 生 自 然 環 境 保 全 地 域	m ²	—	—		
		自 然 環 境 保 全 地 域	m ²	(m ²)	(m ²)		
		県 自 然 環 境 保 全 地 域	m ²	(m ²)	(m ²)		
		上 記 以 外 の 保 全 地 域	m ²	(m ²)	(m ²)		
そ の 他							
そ の 他 の 規 制 区 域		土 地 改 良 法 に 基 づ く 土 地 改 良 計 画 樹 立 区 域				(m ²)	
		国 の 直 轄 ・ 国 ・ 県 の 補 助 、 融 資 に 係 る 農 業 事 業 の 実 施 区 域				(m ²)	
		岐 阜 県 建 築 基 準 条 例 に 基 づ く 災 害 危 険 区 域				(m ²)	
		地 す べ り 等 防 止 法 に 基 づ く 地 す べ り 防 止 区 域				(m ²)	
		砂 防 法 に 基 づ く 砂 防 指 定 地				(m ²)	
		宅 地 造 成 等 規 制 法 に 基 づ く 宅 地 造 成 工 事 規 制 区 域				(m ²)	
		急 傾 斜 地 の 崩 壊 に よ る 災 害 の 防 止 に 関 す る 法 律 に 基 づ く 急 傾 斜 地 崩 壊 危 険 区 域				(m ²)	
		鳥 獣 保 護 及 狩 猟 ニ 関 ス ル 法 律 に 基 づ く 鳥 獣 保 護 区 域 内 の 特 別 保 護 地 区				(m ²)	
		文 化 財 保 護 法 及 び 岐 阜 県 文 化 財 保 護 条 例 に 基 づ く 指 定 区 域				(m ²)	
	そ の 他 ()				(m ²)		

様式第16号（第16条関係）

表

身分証明書	
第 号 所属 職名 氏名	写 真
国土利用計画法第41条第1項の規定による立入検査及び質問をすることができるものであることを証する。	
年 月 日発行（有効期限 年 月 日まで）	
各務原市長	印

裏

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）抜粋
（立入検査等）
第41条 都道府県知事若しくは委任した者は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、第14条第1項の許可の申請若しくは第23条第1項、第27条の4第1項（第27条の7第1項において準用する場合を含む。）若しくは第29条第1項の規定による届出に係る土地又は当該許可の申請若しくは届出に係る当事者の営業所、事務所その他の場所に立ち入り、土地、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。
2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。